

# 石川県立小松特別支援学校 校則（高等部）

## 第1章 校則の目的

本校の生徒が、将来の社会参加や社会自立に向け、安全で充実した学校生活を過ごすことができるよう、校則を定める。

## 第2章 本校高等部の生徒として

- ① 授業や活動に真面目に取り組む。
- ② 礼儀正しい態度、丁寧な言葉遣いをする。
- ③ 仲間や友人と仲良くする。

## 第3章 服装・みだしなみ、持ち物等に関すること

### 1 制服

- ① 本校指定の制服を着用することを原則とする。  
(身体の都合等で制服の着用が難しい生徒は、学校指定の体操服または着脱しやすい衣服を着用してよい。)
- ② 儀式時には、ネクタイやリボンを着用する。
- ③ 冬服は10月1日～5月31日、夏服は6月1日～9月30日の着用を原則とするが、気温に応じて各自で調整する。

### 2 体操服

- ① 本校指定の体操服を着用することを原則とする。  
(身体の都合等で体操服の着用が難しい生徒は、着脱しやすい衣服を着用してよい)
- ② 洗い替え等で着用できない場合は、白基調のTシャツを着用してよい。

### 3 作業服（長袖作業着・長ズボン）

- ① 作業学習の時間には、本校指定の作業服を着用することを原則とする。  
(身体の都合等で作業服の着用が難しい生徒は、着脱しやすい衣服を着用してよい)
- ② 作業服の中に着用する服は、体操服か落ち着いた色の無地のものが望ましい。

4 通学用かばん、運動靴（内履き・外履き）

- ① かばんは、リュックなどの持ちやすいものが望ましい。
- ② 外履き運動靴は、通学靴と兼用してもよい。

5 頭髪・その他

- ① 頭髪（眉毛・まつ毛等）は自然な髪色を基本とし、染色・脱色・変形を禁止する。
- ② 爪は伸ばさず、ピアス・マニキュア等の装飾や、口紅等の化粧を禁止する。
- ③ 以下のような学校に不必要な物を持つてくることを禁止する。
  - ・ゲーム等の遊具、刃物等の危険物、漫画、音楽プレイヤー、化粧品等
  - ・装飾品（指輪、ネックレス、ピアス等）

6 携帯電話（スマートフォン等）

原則として校内への持ち込みは禁止とする。

ただし、登下校の安全確保のために必要と認められる場合には『携帯電話（スマートフォン等）の校内持込申請書』の提出によって申請した場合のみ以下の条件のもと認める。

また、校内への持ち込みとは関係なく、携帯電話（スマートフォン等）を所持・使用する全ての本校生徒は、以下の使用方法を守る。

- ① 生徒と保護者が十分に話し合いを持ち、家庭や学校における約束・ルールを守って使用する。
- ② 本人が責任を持って管理する。
- ③ フィルタリング機能やウイルス対策ソフトを入れる。
- ④ 登校後担任に預け、下校時に受け取る。
- ⑤ 学校内（スクールバス内も含む）の使用は禁止とするが、登下校時の保護者との緊急連絡に限り使用してもよい。  
また、下校後であっても、まだ下校中の生徒に連絡をとる等して迷惑をかけるないように注意する。
- ⑥ 自転車の運転中や歩きながらの使用等、公共のルールやマナーに反する使用は全て禁止する。
- ⑦ 自分や友達の個人が特定できる情報（名前、住所、電話番号、アドレス、画像、動画、音声等）を人に教えたり、本人の許可無く投稿したりしない。
- ⑧ マナーを守り、メールやライン等に人を中傷するような言葉や人に不快感を与えるような情報を載せない。
- ⑨ いたずらメールや不審あるいは不快なメール等があった時は速やかに保護者・担任に報告する。
- ⑩ 使用する時間や頻度など、友達の迷惑にならないように注意する。
- ⑪ 携帯電話（スマートフォン等）を緊急時以外で貸し借りしない。

## 第4章 学校生活に関すること

- 1 学校滞在時（登下校を含む）について
  - ① 登校や下校時刻に変更のある場合には担任に連絡をする。
  - ② 学校の公共物を破損したときは、直ちに担任に届け出る。  
破損の経緯・状況によっては、弁償かつ特別指導の対象とする。
- 2 部活動について【『部活動入部願い』の提出が必要】

開催日期間は5月～2月の20回程度とし、時間は15：15～16：15とする。

部活動の種類は、サッカー部、スポーツ部、ダンス部、文化部とし、中学部と高等部の希望する生徒が主体的に取り組み、余暇活動の充実を図ることを目的とする。

ただし、参加できる生徒は、下記の条件を満たす生徒のみとする。

  - ① 生徒自身が参加を希望し、楽しく活動できる。
  - ② 一人で着替えや準備をし、集合時間までに活動場所へ移動できる。
  - ③ 危険なことが分かり、指導者の注意を守ることができる。
  - ④ 活動場所を無断で離れることがない。
  - ⑤ 部活動終了時に保護者またはデイサービス等の迎えがある。または自主通学で帰宅できる。
- 3 自主通学について【『自主通学申請書』の提出が必要】

『自主通学申請書』を学校に提出することにより、仮許可証を発行する。担任又は副担任が行う生徒の通学状況の確認・審議を経て、校長が生徒の社会自立に向けて望ましいと判断した時に『自主通学許可証』を発行する。

  - (1) 自主通学の種類
    - ① 学校まで一人で通学する。
    - ② スクールバスのバス停まで、一人で通学する。
  - (2) 自主通学許可条件
    - ① 交通マナー、公共マナーを守り、安全に通学ができる。
    - ② 公共交通機関の利用では、運賃の支払いができて、他の乗客に対して迷惑になるような行為をしない。
    - ③ 緊急時に連絡を取る方法を身につけている。
    - ④ 通学中に交通違反等問題行動が見られた場合は、自主通学許可を取り消す。
  - (3) 自転車通学について
    - ① 自転車の利用は、交通ルールを守って走行できる。
    - ② 自転車通学時は、ヘルメット（スポーツ型ヘルメットも可）を着用する。  
（ヘルメットは教室で保管する）
    - ③ スクールバスのバス停まで自転車を利用する場合は、スクールバス停の駐輪場の確保は保護者が行う。
    - ④ 積雪時には自転車の利用を禁止する。
    - ⑤ 自転車損害賠償保険に加入していること。

(4) その他

- ① 自主通学の安全については、保護者が責任を持つ。
- ② 許可する期間は卒業までとする。通学路の変更があった場合は、再度『自主通学許可証』を得る手続きを行う。
- ③ 定期的に（学期に一回程度）保護者は自転車の安全点検を行う。
- ④ 職場実習中において、実習先までの往復については、指定の様式にて届ける。

第5章 校外の生活に関すること

1 交通ルール・マナーについて

- ① 道路や踏切の横断では、信号を守り左右を確認し、無理な横断はしない等、交通のルールやマナーを守る。
- ② バス・電車等では、乗車の順番や車内でのマナーを守り、周囲に迷惑をかける。

2 外出等について

- ① 生徒同士での飲食店やカラオケ、映画館等の利用は、保護者の許可を得る。
- ② 法令・法規で未成年の入場が禁止されている遊技場（パチンコ店や競馬場等）への立ち入りを禁止する。

3 アルバイトについて

原則としてアルバイトは禁止する。

4 運転免許証について

原動機付自転車・自動二輪・普通自動車の運転免許証の取得は禁止する。

ただし、3年生で就職等に関わる理由で卒業後に運転免許証が必要な生徒については、就労先の内定後、生徒と保護者が担任を通して『免許証取得願』を生徒課に提出し、校長から『免許証取得許可証』を受けた場合のみ認める。

第6章 特別指導に関すること

本校則を遵守できない場合や、その他問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別指導を行う。